

税金について楽しく学ぼう【納税課の日常】

こんな話を聞いて、どう思いますか？

定められた納期限を少し過ぎただけ。
納付意思はあるのだから、私は、滞納者じゃない。
生活に余裕が出来たら納めるから、待ってほしい。



分割納付をしたいと言っているだけなのに、
収入状況や勤務先など個人情報をお細かく聞かれて頭にきた。
プライバシーの侵害だ！

こちらから電話して相談しているのに、
若い職員が、偉そうに「上から目線」で話して感じが悪かった。
市職員ならば、市民には頭を下げて
「納付をお願いいたします。」「お待ちしております。」
「よろしくをお願いいたします。」と丁寧に、優しく言うべきでは？
上席の方は、職員の指導をちゃんとしているの？



これは、納税課の日常です。

「本当にそのとおりだ！」「市民対応がなっていない！」と思われるでしょうか？

それとも、「えっ、税金は納期限内に納めるものじゃないの?!」と思われるでしょうか？

少しだけ、税金についてお話をします。

① 「定められた納期限を少し過ぎただけ」？

→ 納期限までに市税が納付されないことを「滞納」といいます。

「納付すべき期限」を1日でも過ぎたら「滞納・滞納税・滞納者」となってしまいます。

② 「生活に余裕が出来たら納める」？

- 税金は、法律によって、すべての債務(借金を含む)に優先すると定められています。
(地方税法第14条)
「ローン等の支払で生活が苦しいから…」は、納付を延ばす理由にはならないのです。

③ 「個人情報を細かく聞かれた」？

- 税金を納めることが困難な事由が発生した場合、「猶予制度」があります。
(地方税法第15条)
申請様式に、「収支状況(給与・生活費・医療費・借入額等)」を詳細に記載のうえ、収支のわかる通帳コピー等を提出していただき、審査を行わなければなりません。
「生活が苦しいから」という口頭の申出だけでは、分割納付は受付できないのです。
- 納税課職員は、市職員ですが、「徴税吏員」に任命されています(徴収等について、市長の職務権限を委任された職員)。
徴税吏員は、税金を徴収するために、「質問」や「調査」をする権限を与えられています。
※強い権限がある分、法令で、「守秘義務」も重く課せられています。



④ 「上から目線で感じが悪い」？

- 税金は、納期内の「自主納付」が原則です。
「お願いされて納めるもの」や「期限を過ぎてお待ちできるもの」ではありません。
徴税吏員は、全て法令に基づいた業務を行っているため、ときに毅然とした態度で
「出来ないこと」や「差押処分」について、お伝えしなければならない役割があります。

⑤ 納税課の主な業務

- 税金の納付が滞っている納税者に対し、督促や催告などを行うことで納付を促し、
場合によっては、財産の差押え等の滞納処分を行わなければなりません。
それは、納税者との公平性を念頭に、財源確保をする役割を担っているからです。
徴税吏員として、真摯に業務に取り組む(市民に寄り添う)とは、「早期完納に導くこと」
ですので、優しい言葉だけをお掛けすることは出来ないことをご理解ください。

「市税」は、住民の暮らしを支える大切な財源です。
みんなが公平に負担することで、安心して暮らせるまちづくりが実現します。
税金は、「奪われるもの」ではなく、お互いに支え合うための仕組みなのです。